

○浜松市消防団員退職報償金支給条例

昭和39年6月1日

浜松市条例第41号

改正 昭和43年3月30日浜松市条例第28号

昭和43年9月30日浜松市条例第37号

昭和48年3月30日浜松市条例第27号

昭和49年9月30日浜松市条例第67号

昭和50年9月30日浜松市条例第44号

昭和50年12月13日浜松市条例第61号

昭和51年9月30日浜松市条例第59号

昭和52年9月30日浜松市条例第47号

昭和53年9月30日浜松市条例第46号

昭和55年9月26日浜松市条例第51号

昭和57年9月30日浜松市条例第53号

昭和61年9月30日浜松市条例第48号

平成元年9月29日浜松市条例第74号

平成3年4月5日浜松市条例第34号

平成3年9月30日浜松市条例第59号

平成4年9月30日浜松市条例第73号

平成5年9月30日浜松市条例第34号

平成6年9月30日浜松市条例第40号

平成7年5月31日浜松市条例第27号

平成8年10月9日浜松市条例第62号

平成9年3月28日浜松市条例第42号

平成9年5月26日浜松市条例第70号

平成9年12月24日浜松市条例第83号

平成10年9月30日浜松市条例第46号

平成11年9月30日浜松市条例第41号

平成12年9月29日浜松市条例第71号

平成13年9月26日浜松市条例第45号

平成14年9月30日浜松市条例第49号

平成15年9月30日浜松市条例第60号
平成16年9月30日浜松市条例第50号
平成17年6月1日浜松市条例第170号
平成18年6月30日浜松市条例第58号
平成18年9月29日浜松市条例第70号
平成18年12月15日浜松市条例第79号
平成19年3月16日浜松市条例第25号
平成20年12月11日浜松市条例第84号
平成23年3月15日浜松市条例第9号
平成26年6月13日浜松市条例第54号
令和元年9月18日浜松市条例第32号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、本市消防団員で退職した場合においてその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する退職報償金について必要な事項を定める。

(平18条例70・一部改正)

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間(他の地方公共団体における期間を含み、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間を除く。)が1年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間(他の地方公共団体における期間を含み、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間を除く。)が1年以上あるときは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則(昭和32年総理府令第5号)第23条に規定する階級とする。

(平26条例54・一部改正)

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間（他の地方公共団体における期間を含む。）を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び消防団員となった日の属する月が同じ月である場合においては、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

（平23条例9・一部改正）

第4条の2 消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

（遺族の範囲）

第5条 退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時主としてその収人によって生計を維持していたもの

(3) 子及び父母で前号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

（平19条例25・一部改正）

（遺族からの排除）

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 消防団員を故意に死亡させた者

(2) 消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職報償金の支給制限等）

第6条 消防団員を退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退

職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職報償金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職報償金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 浜松市消防団に関する条例（昭和40年浜松市条例第16号。以下「消防団条例」という。）第11条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 消防団条例第6条第1号に該当して消防団条例第10条第5号の規定による免職の処分を受けた者
- (3) 消防団条例第11条の規定による停職の処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当であると認められる者

2 前項に規定するもののほか、市長は、浜松市職員退職手当支給条例（昭和38年浜松市条例第2号）の適用を受ける者の例により、退職報償金について、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあつては当該退職報償金の全部若しくは一部を返納させ、又は当該退職報償金の全部若しくは一部に相当する額を納付させることができる。

（平23条例9・全改、令元条例32・一部改正）

（退職報償金の支給時期）

第7条 退職報償金は、消防団員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

（委任）

第8条 この条例施行について必要な事項は、規則で定める。

（平23条例9・旧第9条繰上）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 平成21年3月31日において、次の表の左欄に掲げる支団に属していた消防団員であつて、同年4月1日以後引き続き消防団員として勤務する者のうち勤務年数5年未満で退職するものに対するこの条例の規定の適用については、同欄に掲げる支団の区分に

応じ、第2条中「5年以上」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「別表」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

浜北支団	1年以上	附則別表の1
天竜支団	1年以上	附則別表の2
舞阪支団	3年以上	附則別表の3
雄踏支団	3年以上	附則別表の4
細江支団	3年以上	附則別表の5
引佐支団	3年以上	附則別表の6
三ヶ日支団	3年以上	附則別表の7
佐久間支団	3年以上	附則別表の8
龍山支団	3年以上	附則別表の9

(平23条例9・全改)

附則別表(附則第2項関係)

(平20条例84・全改)

1 浜北支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長、分団 長、副分団長、部 長及び班長	団員
1年以上2 年未満	円 138,000	円 117,000	円 104,000	円 104,000
2年以上3 年未満	155,000	134,000	121,000	121,000
3年以上4 年未満	172,000	151,000	138,000	138,000
4年以上5 年未満	189,000	168,000	155,000	155,000

2 天竜支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長 及び分団	副分団長	部長及び 班長	団員
------------	----	-----	--------------	------	------------	----

			長			
1年以上2 年未満	円 26,000	円 25,000	円 23,000	円 22,000	円 21,000	円 20,000
2年以上3 年未満	52,000	50,000	47,000	45,000	42,000	40,000
3年以上4 年未満	79,000	75,000	70,000	68,000	64,000	60,000
4年以上5 年未満	105,000	99,000	94,000	91,000	86,000	80,000

3 舞阪支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長 及び分団 長	副分団長	部長及び 班長	団員
3年以上4 年未満	円 113,000	円 107,000	円 101,000	円 98,000	円 92,000	円 86,000
4年以上5 年未満	151,000	143,000	135,000	131,000	123,000	115,000

4 雄踏支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長 及び分団 長	副分団長	部長及び 班長	団員
3年以上4 年未満	円 118,000	円 112,000	円 106,000	円 103,000	円 97,000	円 91,000
4年以上5 年未満	150,000	142,000	134,000	130,000	122,000	114,000

5 細江支団に属していた者

階級	団長	副団長	方面隊長	副分団長	部長及び	団員
----	----	-----	------	------	------	----

勤務年数			及び分団長		班長	
3年以上4年未満	円 47,000	円 45,000	円 42,000	円 40,000	円 37,000	円 35,000
4年以上5年未満	95,000	90,000	85,000	80,000	75,000	70,000

6 引佐支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長	分団長	副分団長	部長及び班長	団員
3年以上4年未満	円 47,000	円 45,000	円 44,000	円 42,000	円 40,000	円 37,000	円 35,000
4年以上5年未満	95,000	90,000	88,000	85,000	80,000	75,000	70,000

7 三ヶ日支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長 及び分団長	副分団長	部長及び班長	団員
3年以上4年未満	円 47,000	円 45,000	円 42,000	円 40,000	円 37,000	円 35,000
4年以上5年未満	95,000	90,000	85,000	80,000	75,000	70,000

8 佐久間支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長、 分団長及び副分団長	部長	班長	団員
	円	円	円	円	円	円

3年以上4 年未満	154,000	139,000	129,000	119,000	114,000	99,000
4年以上5 年未満	171,500	159,000	149,000	141,500	134,000	121,500

9 龍山支団に属していた者

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長 及び分団 長	副分団長	部長及び 班長	団員
	円	円	円	円	円	円
3年以上4 年未満	119,000	113,000	107,000	104,000	98,000	92,000
4年以上5 年未満	154,000	146,000	138,000	134,000	126,000	118,000

附 則（昭和43年3月30日浜松市条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（退職報償金の支給基礎となる階級に関する経過措置）

2 改正後の消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、昭和42年4月1日以後において退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金に係る勤務年数の算定に関する経過措置）

3 新条例第4条の規定は、昭和42年9月7日以後において退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年9月30日浜松市条例第37号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和43年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用する。

2 昭和43年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金の額は、新条例に基づく退職報償金の額の内払いとみなす。

附 則（昭和48年3月30日浜松市条例第27号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月30日浜松市条例第67号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例第4条及び別表の規定は、昭和49年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年9月30日浜松市条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）第2条及び別表の規定は、昭和50年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の規定の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和50年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の規定の適用を受ける消防団員について支給されたこの条例による改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和50年12月13日浜松市条例第61号）

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月30日浜松市条例第59号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した消防団員の遺族について適用し、施行日前に退職した消防団員の遺族については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、昭和51年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した消防団員について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、適用日以後に退職した消防団員について支給されたこの条例による改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和52年9月30日浜松市条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和52年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和52年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和53年9月30日浜松市条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和53年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和53年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和55年9月26日浜松市条例第51号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和55年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和55年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和57年9月30日浜松市条例第53号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）第3条、第5条及び別表の規定は、昭和57年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員

については、なお従前の例による。

- 3 昭和57年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和61年9月30日浜松市条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和61年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和61年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成元年9月29日浜松市条例第74号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成元年4月1日以後に退職した消防団員（以下「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成元年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成3年4月5日浜松市条例第34号）

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成3年9月30日浜松市条例第59号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成3年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「旧条例」という。）

の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

- 4 新条例附則第2項の規定は、平成3年5月1日以後に退職した旧可美村の消防団員について適用する。この場合において、同日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した旧可美村の消防団員について支給された旧条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成4年9月30日浜松市条例第73号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成4年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成5年9月30日浜松市条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成5年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成6年9月30日浜松市条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成6年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成7年5月31日浜松市条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成7年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

3 平成7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成8年10月9日浜松市条例第62号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成8年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

3 平成8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成9年3月28日浜松市条例第42号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月26日浜松市条例第70号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成9年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

3 平成9年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成9年12月24日浜松市条例第83号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職報償金について適用する。

附 則（平成10年9月30日浜松市条例第46号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成10年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消

防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成10年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成11年9月30日浜松市条例第41号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成11年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成11年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成12年9月29日浜松市条例第71号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成12年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成13年9月26日浜松市条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成13年4月1日以後に退職した消防団員（以下「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成13年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成14年9月30日浜松市条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成14年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成14年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成15年9月30日浜松市条例第60号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成15年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成15年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成16年9月30日浜松市条例第50号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成16年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成16年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成17年6月1日浜松市条例第170号）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお

従前の例による。

- 3 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成18年6月30日浜松市条例第58号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成18年9月29日浜松市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第79号）

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附 則（平成19年3月16日浜松市条例第25号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定は、平成19年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に団長又は副団長の階級に属していた者の退職報償金の支給基礎となる階級の取扱いについては、団長の階級に属していた期間がある者にあつては支団長の階級に属していた者と、副団長の階級に属していた期間がある者にあつては副支団長の階級に属していた者とみなす。

附 則（平成20年12月11日浜松市条例第84号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定は、平成21年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に次の表の左欄に掲げる階級に属していた者の退職報償金の支給基礎となる階級については、当該者の属していた階級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階級を当該者の属していた階級とみなして取り扱うものとする。

支団長	団長
副支団長及び本部長（天竜支団に限る。）	副団長
方面隊長（浜松支団及び引佐支団に限る。）、本部員、本部長（舞阪支団、雄踏支団、細江支団、引佐支団、三ヶ日支団及び水窪支団に限る。）、指導部長及びラップ隊長（細江支団、引佐支団及び三ヶ日支団に限る。）	方面隊長
分団長（天竜支団を除く。）、方面隊長（天竜支団に限る。）及びラップ隊長（天竜支団に限る。）	分団長
副分団長（天竜支団を除く。）、副方面隊長、ラップ副隊長、本部主任、本部班長及び統轄班長	副分団長
本部部長、方面隊本部長、方面隊部長及び分団長（天竜支団に限る。）	部長
副分団長（天竜支団に限る。）、機関班長及び庶務班長	班長

附 則（平成23年3月15日浜松市条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
（浜松市消防団員退職報償金支給条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例の規定は、施行日以後の退職に係る退職報償金について適用し、施行日前の退職に係る退職報償金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月13日浜松市条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の浜松市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職報償金について適用し、適用日前の退職に係る退職報償金については、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日において本市の消防団員であった者で、適用日以後引き続き本市の消防団員として勤務するものの退職（当該退職について適用される新条例別表の勤務年数の区分が、当該者が適用日に退職していたならば適用することとなる同表の勤務年数の区

分と異なる場合の退職を除く。)に係る退職報償金については、新条例の規定により当該者に支給されることとなる退職報償金の額が、改正前の浜松市消防団員退職報償金支給条例(以下「旧条例」という。)の規定を適用したならば支給されることとなる退職報償金の額より少ないときは、新条例の規定にかかわらず、その額をもって退職報償金の支給額とする。

(内払)

- 4 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された退職報償金は、新条例の規定による退職報償金の内払とみなす。

附 則 (令和元年9月18日浜松市条例第32号抄)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

別表 (第2条関係)

(平26条例54・全改)

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長 及び分団 長	副分団長	部長及び 班長	団員
5年以上10年 未満	円 239,000	円 229,000	円 219,000	円 214,000	円 204,000	円 200,000
10年以上15 年未満	344,000	329,000	318,000	303,000	283,000	264,000
15年以上20 年未満	459,000	429,000	413,000	388,000	358,000	334,000
20年以上25 年未満	594,000	534,000	513,000	478,000	438,000	409,000
25年以上30 年未満	779,000	709,000	659,000	624,000	564,000	519,000
30年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000